

「さいたま市緑の基本計画改定版（素案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ／条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	・総論は賛成です。 ・平成17年の計画について成果と課題が見えず。	32～35	1	前計画の成果と課題は、目標の達成状況や市民による評価等をもとに整理しています。今後も本計画の達成状況の評価やまちづくりに関する状況のモニタリングを行いながら、進行管理を実施してまいります。	素案のとおりといたします。
2	憩うためのポイント、 ・周辺を見ながらのんびり散歩できる歩道（車道の自転車幅狭い）を検討してほしい。	63	1	本計画では、緑によって沿道民地等も含めたストリートの価値を高め、居心地が良く歩きたくなる都市空間を創出する施策を位置付けています。 ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
3	憩うためのポイント、 ・気軽に座れるベンチの設置を検討してほしい。	87	1	本計画では、緑の多様な機能を生かして、居心地の良い都市空間を形成する取組をリーディングプロジェクトとして位置付けております。 ご意見の内容を踏まえ、気軽に座れるベンチの設置について追記いたします。	ご指摘を踏まえ、施策例にベンチの設置について追記し、「可動式植栽や気軽に座れるベンチの設置等を活用した緑化滞在空間の創出」と修正します。
4	憩うためのポイント、 ・駅周辺の商業施設のスクラップ&ビルド規制も誘致も困難かと思うが、最寄りの南浦和駅はパチンコ、塾ばかりの印象を検討してほしい。	その他	1	本計画では、緑の多様な機能の発揮により、居心地の良いまちなか空間を形成する考えを示しております。 ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
5	憩うためのポイント、 ・公園のメンテナンスと切れ目の無いイベント企画清潔感に欠け、寄っていき、行ってみようという気持ちになれない。 を検討してほしい。	80	1	本計画では、既存ストックを生かしつつ、公園から本市の魅力を発信するまちづくりを目指し、3つの公園像を掲げています。 ご意見の内容を踏まえ、イベント企画について追記いたします。	ご指摘を踏まえ、①さいたま市の都市ブランド力を高める公園に、イベント開催を追記し、「花修景や周辺資源との連携、イベント開催等による公園を活用した賑わい創出等により」と修正します。
6	蓮沼住宅と東図書館駐車場の間に「大宮市職員住宅・2棟」が閉め切られたまま放置されている。2011年の東日本大震災の時には、開放して被災者を迎えるかを見ていたが、何の動きもなかった。その他に、見沼区でも「空き家」が多くなり、近所でも「空き家予備軍」とでも言うべき「一人暮らし」が多くなっている。 このような場所から「緑の公園」の開発を進めていっては如何か。	67	1	本計画では、公園が不足するエリアを重点的に整備する考え方を整理しており、市民が歩いて行くことができる身近な公園の整備を進めています。 ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
7	市民・企業・行政の連携は待たなし。公園を散歩する高齢者は少なくなり、小学校校舎も廃墟となる。行政は自治会等との風通しを向上させて、さいたま市だけでも2、3年の「明るい見通し」を先取りせねばならない。	55	1	本計画では、市民や民間事業者等の多様な主体が緑に関わる仕組み、体制を構築していく考えを示しております。 ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
8	平成17年度に改訂された緑の基本計画の将来像である「いのちきらめき 緑の風そよぐ 庭園都市 さいたま」は飾り物になってしまわないか。	46	1	本計画では、社会情勢の変化等を踏まえ、新たに将来像を設定し、各施策を展開することとしています。 ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
9	さいたま市緑の基本計画改定版（素案）に示すグリーンインフラの考え方などは、良いと思う。	全編	1	本計画では、緑のある場所を保全するだけでなく、社会的課題の解決に緑を手段として積極的に活用していくグリーンインフラの取組を推進することとしています。 ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
10	今ある緑をどのようにして減らさずに維持できるのか。身近な緑（田、畑、屋敷林など）はどんどん減っている。おそらく相続のときの相続税対策のため、土地を売らざるを得ず、売られた土地が住宅などになっているものと思う。なんとかならないものかと思う。この対策は盛り込めないのか。	70、87	1	本市では、緑地保全制度の運用・活用によって、緑の保全を推進しており、本計画の施策等に位置付けています。また、持続的な緑地の保全に向け、市民団体や民間企業等と連携した新たな緑地保全の仕組みを検討する緑地マネジメントの推進をリーディングプロジェクトに位置付けております。	素案のとおりといたします。
11	子どもにとって魅力ある緑地であり、かつ、市民の憩いの場となる緑地は、さいたま市の価値となると考える。	81	1	本計画では、緑地が持つ多様な機能が持続的に発揮される新たな緑地像を整理しています。	素案のとおりといたします。
12	さいたま市民会館跡地、さいたま市役所跡地等に、セミヤザリガニも生息でき得るような公園が作られることを願っている。特に池のある日本庭園であれば、高齢者にとっても四季を感じるための外出の機会となり、政令指定都市としての文化度の高さも表されるかと思う。	67	1	本計画では、公園が不足するエリアを重点的に整備する考え方を整理しており、市民が歩いて行くことができる身近な公園の整備を進めています。 ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。

13	子どもたちが、セミ取りやザリガニを捕まえてのびのび遊び、出来れば水と戯れる溪流等も魅力があるのではないかと。藤棚の下で砂場も喜ばれると思う。四季の移ろいを身近に感じる庭園と活動的な子どもの遊び場の“静と動”2つの趣向で、幼児から高齢者まで楽しめる公園整備を望む。	80	1	本計画では、本市が目指す新たな公園像に「都市と自然が融合したみどり豊かな公園」を位置付け、樹林や農地、動植物の生息地と一体となって、市民が自然と触れ合える公園を目指す考えを示しております。ご意見の内容を踏まえ、四季を感じさせる公園として表現を見直します。	ご指摘を踏まえ、②都市と自然が融合したみどり豊かな公園に、四季を感じさせる表現を追加し、「樹林や農地、動植物の生息地と一体となって、四季の移ろいを身近に感じるとともに、市民が自然と触れ合える公園を目指します。」と修正します。
14	難しい事はわからないが、年代順に緑が減って何に置き換わったのか。住宅か。だとしたら仕方なく、今後は人口減なら、また緑増にできるかもしれない。現在、残っている緑ベルトは災害が起きたらベルトに近い感じがする。どんな樹木をどんな地形に植えれば、結果的に災害も回避できれば、一石二鳥なるのでは。兎に角、植えなければ増えないが、わかる人がレイアウトを作ってはどうか。しかし、緑の手入れや世話もしないとぼうぼうになる。緑を求める人が、どれだけの人が世話することまで考慮しているでしょう。ペットも緑も世話する気がないなら、やらない方がよいのでは。	95	1	本計画では、持続的な緑地の保全に向け、市民団体や民間企業等と連携した新たな緑地保全の仕組みを検討する緑地マネジメントの推進をリーディングプロジェクトに位置付けております。	素案のとおりといたします。
15	緑には多くの種類があることは承知しているが、緑地ボランティアは少しPRした形のする方がよい。最後の章で「関係団体」と一括りで残念だ。さいたま市の緑の現状の章にも、樹林地の管理の一環を担っているの、何らか記述した方がよい。	132	1	ご意見の内容を踏まえ、現在ボランティア活動をしている関係団体を例示する表現へと見直します。	ご指摘を踏まえ、計画の推進における役割分担に現在ボランティア活動をしている関係団体を例示し、「市民、花いっぱい運動推進会やみどり愛護会等の関係団体は」と修正します。
16	「さいたま市緑の基本計画改定版(素案)」の内容は、概ね評価できる。	全編	1	緑の将来像の実現に向けて、本計画に位置付ける施策やリーディングプロジェクトを推進してまいります。	素案のとおりといたします。
17	公園や緑地の他に、一戸建ての個人の住宅の庭などの緑を維持するために、除草や草木の手入れ、刈り取りなどの費用の一部をさいたま市から補助されるとよい。	69	1	本計画では、住宅地における生け垣の設置をはじめとした道路に面する場所への緑化を支援し、視覚的に緑が豊かと感じる住環境の形成を図る施策を位置付けています。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
18	見沼田圃や大宮公園など、さいたま市には歴史的に素晴らしい財産が多くある。これらはイベントに活用され市民が享受している。社会情勢は絶えず変化している。これには、身近に得られる心休まる環境が大いに役立つ。緑の目標値、リーディングプロジェクト(生物多様性…ピオトープを活用した学習、街の花壇…ボランティアへの感謝、等)の達成と活気づけで、市民がより元気になり、より住み良い街になる。	全編	1	緑の目標値の達成や将来像の実現に向けて、本計画に位置付ける施策やリーディングプロジェクトを推進してまいります。	素案のとおりといたします。
19	さいたま市の緑の基本計画改定版(素案)は、リーディングプロジェクトを基本に推進することなど、若干総花的で概念的な印象はぬぐえないものの、全体としてはよく検討されていると思われるので、賛意を表したい。	全編	1	緑の将来像の実現に向けて、本計画に位置付ける施策やリーディングプロジェクトを推進してまいります。	素案のとおりといたします。
20	具体的な検討に当たっては、財源(税)の有効活用の観点から、計画事項の優先順位を見極めて取り組んでもらいたい。	133	1	本計画では、まちづくりの状況をモニタリングすることにより、社会的課題の解決に向けて緑の機能をより活用すべき分野、より注力すべき施策の方向性を見極めながら、進行管理を行う考えを整理しています。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
21	道路整備の際に植樹された並木のその後について、当初は整然とした並木であっても、年数の経過とともに、立ち枯れたり、伐採されたままであったり等々、せつかくの景観を損ねている並木も散見される。植樹後も定期的に状況把握に努め、地域における花木の種類統一、樹形・樹高の整備などまちの景観維持に尽力してほしい。そのうえで、夏は緑陰の多い、木陰の涼しい並木通り化を積極的に推し進め、“都市化=ビル化×緑化”の大方針のもと、緑豊かな“快適なまちさいたま”の実現に取り組んでほしい。	63	1	本計画では、緑によって良好な景観や緑陰を創出し、市民や来訪者等が、居心地がよく快適に感じるまちなかを形成する施策を整理しています。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
22	市内各所で散見される、町内会などの単位で行われているボランティアによる緑化運動について、整然と並べたプランターなどに四季の花々を植えて通行人の目を楽しませているのに出会う。行政サイドの緑化計画との相乗効果を図るという観点から、行政サイドの計画との整合性、連携はどうなっているのだろうと思わざるを得ない。あくまでボランティアである以上、直接的な行政のかかわりには難しい側面があると思うが、緑化という大命題の推進のために、きれいなまちづくりのために、連携して取り組めるような目配りをお願いしたい。	55	1	本計画では、基本方針の1つに「地域における緑のマネジメント体制を構築し、緑のまちづくりを支えます」掲げ、花いっぱい運動推進会やみどり愛護会をはじめとする多様な主体が緑に関わる仕組み、体制の構築を目指しています。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
23	さいたま市の緑は、地球温暖化が進んでいるが、緑化は残っていると思う。ただ、台風など水害の時は水を溜められる貯水池はもっとあった方がよいと感じている。日本は、自然災害が多発しているため、さいたま市ももっと緑化を進めてほしい。	74	1	本計画では、緑によって雨水貯留・浸透機能の確保・向上を図り、水害に強いまちづくりを推進する考え方を整理しています。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。

24	北区は30年前よりどんどん農地が減り住宅に転向しているが、昔から道路の整備があまりされていない。人と車道は狭くじまになる木や電柱が多い。18年前の区民会議をしていた頃も問題になったが、いっこうに改善されていなく必要な所に木がなく、公園133ヶ所をみても、緑が多い所、人が入れそうもない怖い公園、遊具があるが子どもだけでは行けそうもない公園、遊んでいる公園、無駄な公園、様々だ。これが公園なのか。隣の人が車置いているなど使用(利用)がさまざま。使用稼働率が多いのに気が少なく、例をあげると日進2、3丁目番場公園は、だいたい週2000人の人が利用している。しかし夏は昼間だれもいないし、散歩している人もいない。植樹をお願いしているが、川側に桜の木があるのみだ。こういった植木を検証し、バランスの良い緑化をお願いしたい。日進2、3丁目番場公園のグラウンドの木を早急に考えてほしい。併せて遊具の点検をお願いします。バランスのとれた緑化をお願いしたい。	91～92	1	本計画では、公園のストック効果を最大限発揮するため、多様な主体と連携した持続可能な管理運営の方向性を示すパークマネジメントの導入について整理しています。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
25	宮原駅前の桜の木はどうか。木が伸びて電線にからみついて危険だ。地元の人は何も申し出もしないのか。個人住宅等も、道路に木が伸びて通行には危なく、早急に点検してほしい。	77	1	本計画では、街路樹の適切な維持管理に関する施策等を整理しております。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
26	風水害を前提とするなら、川の草などを整備し土手などに木を植えて、全体管理をお願いしたい。	74	1	本計画では、緑によって雨水貯留・浸透機能の確保・向上を図り、水害に強いまちづくりを推進する考え方を整理しています。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
27	リーディングプロジェクト1(LP1)「呼び込む×つなぐ」の主な担い手が企業や商店街の沿道店舗など民間事業者で、リーディングプロジェクト2(LP2)「憩う×つなぐ」の担い手が地域住民ということだと思います。LP1では、企業のブランド価値向上や店舗の売上が参加の動機だと思いますが、LP2では、「緑を守る」というボランティア精神だけを動機にすることや「地域コミュニティ醸成」自体を「目的」にすると思界があると思います。	90～91	1	本計画に掲げるリーディングプロジェクト2では、花と緑のまちづくりへの参画を通じて、市民が日常的に花や緑と関わることで、緑ある景観がもたらす安らぎや潤い、花づくりを通じた地域交流の効果を実感できるまちづくりを進める方向性を整理しています。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
28	自分の家の庭だけではなく、公園や他の地域の庭の維持管理など、活動を広げて広域的なコミュニティに参加すると、結果的に自分の暮らしが豊かになるという「お得感」や「楽しい」と地域住民に感じていただけるかどうかを懸念します。それが、例えば将来的に、Park-PFIなどのカフェ運営や維持管理の潜在的なプレイヤーの発掘につながるかと思います。	90～91	1	本計画に掲げるリーディングプロジェクト2では、花と緑のまちづくりへの参画を通じて、市民が日常的に花や緑と関わることで、緑ある景観がもたらす安らぎや潤い、花づくりを通じた地域交流の効果を実感できるまちづくりを進める方向性を整理しています。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
29	住宅地に隣接した農地が、後継者不在のため宅地に転換されてしまう例が多い。一方、家庭菜園をやってみたいと思っている市民も多く、会社を退職した人たちの健康維持にも役立つ。農地を貸してもいいと考える地主と家庭菜園をしてみたいと思う人たちを繋ぐ仕組みを考えてみてはどうか。NPOなどの支援を得るのも一法だと考える。	70	1	本計画では、農地のあつせんや市民農園の開設など、農地の利活用に関する支援や情報提供を施策に位置付けています。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
30	緑の基本計画の中に見沼地域をさいたま市の重要な価値観を認識して、生物多様性の保全を組み入れてください。	47、94	1	本計画では、見沼田圃をみどりのシンボル軸の1つとして、緑の将来像に位置付けております。また、本計画に掲げるリーディングプロジェクト3では、生物多様性の保全につながる見沼田圃等の保全と活用に関わる取組を位置付けております。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
31	「都市基盤の整備と市民生活の向上」の評価が人口増加と乗降客数とする根拠はあるのか。このような評価は意味がないので削除すべき。	2	1	本市がこれまで実施してきた都市基盤の整備と市民生活の向上の取組が人口増加等につながっているものと認識しております。	素案のとおりといたします。
32	2023年3月、新たに「生物多様性国家戦略」が決定されましたので本案においても、最新の内容を取り入れるべきと考えます。	全編	2	今後も引き続き、国の動向を注視しながら施策を推進してまいります。	素案のとおりといたします。
33	今回の緑の基本計画素案は、平成30年4月に国土交通省が定めた「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」に基づいて作成し、基本計画に必要な項目を記載すべきと考えます。	全編	2	本計画は、基本方針や施策等に生物多様性等の保全に関する考え方を取り入れております。	素案のとおりといたします。
34	グリーンインフラについて記載していますが、現在新たなグリーンインフラの戦略案について国で検討が行われ、かつ、平成23年10月都市緑地法運用指針の改正で生物多様性の確保の観点から「エコロジカルネットワークの形成を図ることが望ましい」と示されているため、このページの変更又はエコロジカルネットワークについて追加記載すべきと考えます。	3	2	今後も引き続き、国の動向を注視しながら施策を推進してまいります。また、エコロジカル・ネットワークについては、本計画の施策等に記載しております。	素案のとおりといたします。
35	緑地の機能を使用することにより課題を解決する記載となっているが、さいたま市における緑地を維持、あるいは増やす記載がない。緑地から利益を得ようとするならば、まず緑地を減少させないような取り組みと、緑地を増加させる具体的な手法と目標、執行体制を明確にすべき。それが計画の基本のはず。従来の基本計画は、それらが明確でなかったため、計画は未達に終わった。	3～4	1	本計画では、社会的課題の解決に緑を手段として積極的に活用していくグリーンインフラの取組を推進することとしています。具体的な手法や目標、執行体制については、緑の施策展開や緑の目標値、計画の推進に係る役割分担等で整理しております。	素案のとおりといたします。

36	今回の計画では、さいたま市の緑が悪化をした原因を明らかにし、緑の減少に歯止めをかけ、かつ緑を増やす具体的対策を記載すべき。	77	1	本計画では、緑の多様な機能の発揮に着目しつつ緑のマネジメントに取り組む考えを整理しています。 ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
37	緑の基本計画の位置づけについて記載しているが、2030年までの新たな国家戦略等により、全面的に各種計画が更新されているので、現状に見合った内容に変更すべき。	5	1	本計画の位置づけについては、本市の他の計画との関係性を記載したものです。 今後とも引き続き、国の動向を注視しながら施策を推進してまいります。	素案のとおりといたします。
38	今回の素案は、さいたま市が時代の変化に対応できず、素案とはいえ旧態依然とした案をバブコメに掲載している。コロナで条約や各種戦略の改定が遅れ、タイミングが悪いが、極力未来思考で2030年を目標として緑を増やす具体的計画を立案すべき。	全編	1	本計画では、社会情勢の変化等を踏まえ、緑のある場所を保全するだけでなく、社会的課題の解決に緑を手段として積極的に活用していくグリーンインフラの取組を推進することとしています。 ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
39	本市を取り巻く社会情勢の前にさいたま市の緑の現状を記載すべき。	全編	1	本計画では、社会情勢の変化等を踏まえ、社会的課題の解決に緑を手段として積極的に活用していくグリーンインフラの取組を推進することとしています。 このため、社会情勢の変化を記載した後、本市における緑の現状と課題、基本方針等を記載する構成としております。	素案のとおりといたします。
40	人口構造の変化や都市間競争の激化等、社会情勢として記載されている内容は、今回の緑の基本計画によって解決する項目とは言えず、記載すべきではない。	7~9	1	緑は、良好な景観の形成や居心地の良い空間の提供、都市のレジリエンス強化、生物多様性の保全等、多様な機能を有していることから、社会的課題の解決に寄与するものと考えております。	素案のとおりといたします。
41	「大規模な自然災害の危険性は比較的低い」と記載しているが、荒川のハザードマップでは住宅地で4mの冠水する箇所があり避難命令がでたが、これを「大規模な自然災害の危険性」に該当しないと考えるさいたま市のリスク管理を疑問視する。もっと、地域の実情をこの計画に反映し、社会的問題を、少しでも緑の基本計画により解決することが必要。	8	1	本計画では、多様な機能を有するグリーンインフラの取組を推進し、緑を生かして都市の強靱性を高め、安全・安心な都市づくりを進めていくこととしております。 ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
42	市の責任として自然災害の発生場所や規模を明確にし、公表すべき。	8、40	1	ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
43	生物の多様性は人類の生存基盤となっている重要な環境要素です。そのため生物多様性をベースとした緑の基本計画によって、さいたま市の緑の減少を防止し、増加させることを記載してください。	8、72	2	本計画では、生物多様性の保全のため、生き物の生息拠点となるまとまった緑の保全やまちなかでの緑化等を進めることを施策に位置付けています。 ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
44	市民ニーズの多様化等について、行政サービスよりもさいたま市の地形的緑とさいたま市に受け継がれてきた緑があるが現状都市部においては圧倒的に緑が少ない。今ある緑の維持と過去に開発等で失われてしまった緑をこの基本計画で再生する。その上で市民ニーズ等に応えるべき。	9	1	本計画では、社会的課題の解決に緑を手段として積極的に活用していくグリーンインフラの取組を推進することとしています。今後とも引き続き、市民等のご意見を踏まえ、具体的な取組を推進してまいります。 ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
45	2023年の生物多様性国家戦略の内容を反映した新たな「さいたま水と生き物プラン」を本緑の基本計画と統合し、作成すべきです。現在の国際的流れでは、あらゆる場面で生物多様性を内部目的化する方向となっているため、行政の縦割りを超えて、生物多様性の増加を推進すべき。	10、72	2	グリーンインフラの取組は、生物多様性を確保する上で重要な要素となることから、本計画では、生物多様性の保全のため、生き物の生息拠点となるまとまった緑の保全やまちなかでの緑化等を進めることを施策に位置付けています。今後とも関係部局と連携し、具体的な取組を推進してまいります。 ご意見の内容につきましては、今後の計画検討の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
46	緑に関する新たな視点に、持続可能な開発目標について記載されているが、何処からかの引用か。本計画とさいたま市の開発目標を記載すべき。	11、58~59	1	本計画では、緑の基本方針ごとに持続可能な開発目標（SDGs）を整理しています。 持続可能な開発目標の達成に向けて、本計画に位置付ける施策やリーディングプロジェクトを推進してまいります。	素案のとおりといたします。
47	「自然環境の多様な機能を生かすグリーンインフラの取組」と記載しているが、過去あるいは現在、さいたま市において実施した取組事例とその取り組みによる効果について記載すべき。	11、32~35	1	本計画では、これまでの取組の成果について、前計画で掲げた目標の達成状況等によって評価しております。 今後は、新たな緑の将来像の実現に向け、本計画に位置付ける施策やリーディングプロジェクトを推進してまいります。また、本計画の達成状況の評価やまちづくりに関する状況のモニタリングを行いながら、進行管理を実施してまいります。	素案のとおりといたします。
48	昆明・モンテリオール条約についてこの基本計画のベースとなることですので、もう少し詳細に記載すべき。	12	1	本計画では、昆明・モンテリオール生物多様性枠組において、「30by30目標」が主要な目標の1つとして定められたことや、ビジネスにおける生物多様性の主流化等の目標が採択されたことなどについて、記載しております。 ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。

49	現在、2023年の生物多様性国家戦略が定められているので、その中からさいたま市で取り組みれば効果的と考えられる戦略を記載すべきと考えます。 特に、緑に関する新たな視点の「(5)都市緑地法等の改正に伴う新たな制度」は緑地の定義とその意味に加えて生物多様性との関連も明記されている重要な項目で、緑の基本計画の根幹をなす項目ですので、どのような目的を持って改正するのか、その方向性を含めて、詳細に記載し、生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の重要性和その効果を明確にする必要があると考えます。	13	2	本計画では、都市緑地法の改正により、農地を緑地として扱うこととされたほか、生物多様性への配慮や、公園の管理方針を記載する事項の追加等が行われていることを記載しており、改正内容を踏まえた計画としております。	素案のとおりといたします。
50	さいたま市の概要に記載の土地利用について、主要鉄道駅周辺に商業用地をはじめとする「高次の都市機能が集積」と記載しているが、意味がわからないので削除すべき。	17	1	本記載について、掲載している図からは読み取りづらいものであることから、表現を見直します。	ご指摘を踏まえ、「主要鉄道駅周辺に商業用地が分布しています。」と修正します。
51	さいたま市の概要に記載の土地利用について、「郊外」の範囲が明確ではなく、「農地や樹林地等が一体」の意味も不明。さいたま市は図に示されているように樹林地の面積は圧倒的に少ないので、この図に見合った表現に修正すべき。	17	1	本記載は、市域全体の土地利用現況における田、畑、山林等の分布状況の概要について、表現しております。また、樹林地等の緑の減少については、別途「緑被の状況」で記載しています。	素案のとおりといたします。
52	さいたま市の土地利用現況の図について、土地利用に制限を設けている、市街化区域と調整区域を示すべき。	17	1	掲載している図面は、市内の土地利用の状況を示しているものです。掲載情報が煩雑となることから、区域区分の表現については、記載していません。	素案のとおりといたします。
53	「まちなか」と豊かな自然環境が近い距離に位置する構造」と記載しているが、不動産の広告的表示ではなく、低地と台地、宿場町と鉄道網による市街化が現在の緑地の構造となっているのではないか。	18	1	本記載は、都市の骨格となる緑が都市に近接している本市の現在の状況を表現しております。	素案のとおりといたします。
54	「本市の顔となる緑の資源が一带に分布」としているが、この地域の緑の面積と質が「緑の基本計画」の求める基準に到達又はそれ以上の質及び生物多様性を維持しているとは考えられない。もし記載するのであれば、その緑の評価と具体的数値並びに根拠を示すべき。	18	1	本記載は、都心に隣接して、自然や歴史的資源を有していることを表現しております。 ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
55	現在とはいつを示すのか、図では2016年の図までしか示していない。今年では2023年で最終図より5年以上経過しているため、現状はもっと減少しているはず。	19	1	緑被の状況に掲載している図は、緑被状況の長期的な変化を把握するため、最新の国土地理院の土地利用メッシュをもとに作成しております。	素案のとおりといたします。
56	氷川神社の例が出ていますが、ピンポイント情報を記載する意味があるのか。記載するとすれば、河川法や条例等法的に環境が守られている荒川河川敷や見沼田んぼについて記載すべきではないか。	19	1	氷川の杜については、まとまった緑の資源の一例として記載しております。 ご意見の荒川や見沼田圃についても同様に状況を記載しております。	素案のとおりといたします。
57	郊外部や、武蔵野の面影を残す樹林地などおおよそ情緒的な表現は、計画書には不向き。	19	1	武蔵野の面影を残す樹林地などは、本市の特徴をわかりやすく表現したものです。	素案のとおりといたします。
58	種別による緑として8項目の緑があげられているが、この8項目の緑を合計するとさいたま市の緑すべてになるのかどうか。また数値が示されている項目は半分でしかなく、この項目以外の数値を最低限の現状の数値として記載する必要がある。	22~26	1	種別にみる緑の状況については、樹林地や農地など、代表的な緑の種類の状態を定量的または定性的に表現したものです。 ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
59	現状とその問題点を明らかにし、緑を増加させる今後の課題を明確にするのが、緑の基本計画ではないか。何処かのイメージ写真を掲載することで、現在の問題に蓋をする行為は、生物多様性基本法に定める地方自治体の義務に反します。緑の基本計画の手引においても「課題の整理」は記載すべき項目として書かれています。課題を課題として明確にしないのは行政の不作为で問題の解決にはならない。	16~44	1	本計画では、第2章において、本市における緑の現況と課題を整理しております。 今後は、新たな緑の将来像の実現に向けて、本計画に位置付ける施策やリーディングプロジェクトを推進してまいります。また、本計画の達成状況の評価やまちづくりに関する状況のモニタリングを行いながら、進行管理を実施してまいります。	素案のとおりといたします。
60	樹林地は、緑の質としてまた、生物の多様性からも重要であるため保全し、今後多様な政策を駆使して増加、再生すべき緑地です。しかし、ここ数年絶滅危惧種が多数生息している樹林地をさいたま市が特別保存緑地として買収した後、樹木を伐採その植生を破壊して、芝生広場を造成する等、本計画に反する行為がさいたま市自らによって行われている。今後このような行為が行われないよう、さいたま市の行政が一九となって、さいたま市の生物多様性を保全、維持、再生に向けた努力する必要があることを課題として明示すべき。	22、39	2	本計画では、緑のまちづくりの課題として、生物の生息・生育の場の保全・創出を掲げ、課題解決のための施策等を整理しております。 ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
61	市街化区域内にある農地は開発圧力が強いので、この緑地を保全あるいは、生物多様性の豊かな緑地として保全する制度を構築すべき。	22、70	1	本計画では、生産緑地制度をはじめとした都市計画制度の運用・活用によって、市街化区域内の貴重な農地の保全を目指すことを施策に位置付けています。	素案のとおりといたします。
62	河川・水路等の水辺の緑について、さいたま市の緑の大部分を占める荒川と見沼田んぼについての記載がない。さいたま市全体の緑に対する寄与率を明らかにするとともに、この場所以外の緑をどのような手段で減少させずに維持し、かつ、増加させる手法を明らかにすべき。	22、65	2	本計画では、荒川や見沼田圃等、本市を支える緑の保全・活用に関する施策を位置付けています。 ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。

63	都市公園について、数値的な記載がし易い項目であるが、例えばさいたまスタジアムが記載されているが、あの大きなスタジアムを緑地と思える人はいるのでしょうか。生物多様性はほぼゼロ、また、荒川総合運動公園はほとんど芝生ですので、一般的に考えても緑地としての評価はされるかもしれませんが、その周辺の河川敷は埼玉県においても有数の絶滅危惧種の宝庫です。下流には国の天然記念物第1号のサクラソウ自生がありますが、その自生地と遜色ない生物多様性が保たれていることは、荒川第2調節池建設に伴うさいたま市のアセスメントにおいて明らかにされています。最近では、与野中央公園や、染谷、加田屋公園の建設がされているが、いずれの公園も現在の生物多様性を破壊するような公園建設が進められており、単に緑ではなく、質の高い緑地が求められている現在の社会的要求内容とは相反している。そのため、単に緑地の面積だけではなく、その緑地の質を5段階程度に分けた区分けを行い、その区分ごとに、保全、再生する緑の基本計画を作成すべき。	23、80	1	本計画では、本市が目指す新たな公園像に「都市と自然が融合したみどり豊かな公園」を位置付け、樹林や農地、動植物の生息地と一体となって、市民が自然と触れ合える公園を目指す考えを示しております。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
64	公共公益施設の緑の記載があるが、建設前の緑被率を上回るようになっているのか？また現在市が保有している土地の緑被率の現状についても記載すべき。	24	2	本市では、公共の建築物等を設置する場合には、「公共施設緑化マニュアル」に基づき緑を創出しています。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
65	公共公益施設の緑の記載があるが、その土地の生物多様性の向上についても記載をすべき。	24	2	公共施設の緑化は、都市の生態系の向上等にも寄与するものと考えております。ご意見の内容を踏まえ、記載を見直します。	ご指摘を踏まえ、公共施設の緑化における質的な基準として、生物多様性についても追記し、「周辺環境との調和・景観向上、安全安心の確保、生態系の向上等のための」と修正しました。
66	道路の緑については、「統一美の創出」は一品種のみ増加させる行為で生物の多様性を考慮すれば好ましくない。	24	1	街路樹の育成においては、樹形や大きさをそろえることによって、統一美が創出されるものと考えております。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
67	成長の早い樹木や高木はその管理に多大な経費が必要なため、並木としては不適切。毎年枝おろしが必要な高木を選定する道路設計の誤り。木も成長を考慮せず、樹木の維持管理による渋滞や管理費用によるコスト増加分は、本来緑の面積増に費やされるべきで、これら道路管理を考慮して緑の基本計画に記載することが必要。ちなみに道路の緑被率は枝おろし前と枝おろし後では大幅に違い、降雨の流出や水源涵養、気温の緩和機能も大きく異なる。	24、76～79	1	本計画では、街路樹の適切な維持管理に関する施策等を整理しております。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
68	新幹線の環境空間に保育園やフットサルコートを設置していることそのものは、市民の生活をより豊かにしている一面もあるが、これらの施設が生物の多様性に貢献をしている緑地とはとても考えられない。	24	1	環境空間は、地域の環境保全と利便性向上の両立を目的とした場所としています。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
69	緑の基本計画を旧浦和市に置いて作成してから多くの時間が経過しているため、ごまかしの緑地ではなく、生物の多様性を考慮した緑地の概念と緑地の評価制度を早急に導入すべき。	72、87	2	本計画では、持続的な緑地の保全に向け、市民団体や民間企業等と連携した新たな緑地保全の仕組みを検討する緑地マネジメントの推進をリーディングプロジェクトに位置付けております。	素案のとおりといたします。
70	国の天然記念物第1号で指定された田島のサクラソウ自生地は、サクラソウの群落を維持すべく、関係者によって保全措置が検討されているが、自生地周辺にさいたま市の公園の外來樹木を自生地保護のため、順次伐採しているが、自生している樹木まで伐採している。サクラソウは湿地環境の植物であるにも関わらず、市の公園造成や管理で排水路や舗装等が行われ、サクラソウの自生環境を損なう行為が続いており、重要な地域における生物の多様性に対する配慮が欠けている。これらの環境改変は自生地にとって好ましくないため、荒川の原野環境に順次復元すべき。	26、66、118	1	サクラソウは、本市にとって貴重な緑の資源であると認識しており、本計画においても保全に努める考えを示しております。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
71	かつて国の天然記念物であった、野田のサギ山はサギが繁殖を放棄、天然記念物としては解除されてしまった。その他にさいたま市には市指定の天然記念物が数多くあるが、枯死や社叢林の枝おろし等により天然記念物としての維持が不十分であるため、保全のための対策と再生のための計画を本緑の基本計画に記載すべきではないか。	66	1	本計画では、天然記念物などの本市の歴史と文化を伝える緑資源の保全について、施策に位置付けています。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
72	(3) 緑に関する関心について どのような回答を期待してアンケートを行ったのか不明であるが、令和3年のアンケートであれば、環境問題としては単に緑ではなく、生物多様性が今後緑の計画の主目的となり、緑地も生物多様性に配慮することが必然となる。加えてこの生物多様性保全に地方自治体や市民がどのくらい参加できるかが課題となっている。アンケートでは花の栽培や家庭菜園等を取り上げているが、広義の意味では生物多様性の一面に入るかもしれないが、花や野菜は人間が人工的に作り出したもので、さいたま市とは区分して記載すべき。	28	1	市民アンケートは、本市の緑に関する現状や緑のまちづくりへのニーズ等を把握するために実施し、ご意見の設問につきましては、市民が緑に関わる機会や取組などをお聞きしたものといたします。	素案のとおりといたします。
73	緑の問題を解決するため、どのような緑を維持し、増やせば良いのかを生物多様性を考慮して、行動に結びつけるべき。	72	1	本計画では、生物多様性の確保につながる緑地の保全等について、施策に位置付けております。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。

74	前計画は平成19年に作成された計画、その後平成30年に国土交通省が「緑の基本計画の手引」を作成したためこの時点で緑の基本計画の目的と評価手法が異なっている。そのため今回作成する新たな緑の基本計画では、従来の計画の成果と評価よりも、国が求める計画と現在の計画の違いを明らかにし、新たな計画に必要な項目を明らかにする必要がある。それを明確にし、新たな緑の基本計画の体系を整えるべき。	32	1	本計画では、国が示すグリーンインフラの考え方を踏まえ、4つの緑の力に基づき、基本方針や施策等を整理しております。	素案のとおりといたします。
75	時代の要求に合わなくなった旧計画の総括で、目標設定が「高めたのではないかな」という無責任な総括は一市民として恥ずかしい。新たな計画では、計画の実施、点検、評価はいずれも行政だけでなく、住民の参加も求められる。	35, 132	1	本計画では、まちづくりに関わる様々な主体が役割分担を行い、互いに連携しながら取組を推進していく考え方を整理しております。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
76	色々記載しているが、そもそも「さいたま市らしさ」は何処かで定義されているのでしょうか？アンケートを取れば人それぞれバラバラの答えを出すのではないかな。緑の基本計画は「ブランド力がないさいたま市」がではなく、「このページに書かれている「緑が少ない」ことが課題ではないのか。	36	1	本計画では、社会情勢の変化等を踏まえ、緑のある場所を保全するだけでなく、社会的課題の解決に緑を手段として積極的に活用していくグリーンインフラの取組を推進することとしています。このため、緑の多様な機能の発揮によって解決すべき事項を課題として整理しております。	素案のとおりといたします。
77	緑の創出と賑わいの形成とありますが、基本は緑創出です。賑わい等一般受けするような余計な言葉が多すぎます。市街地に創出できる緑は小規模で生物多様性は単純です。	37	1	本計画では、社会情勢の変化等を踏まえ、緑のある場所を保全するだけでなく、社会的課題の解決に緑を手段として積極的に活用していくグリーンインフラの取組を推進することとしています。このため、緑の創出によって生み出されるにぎわいについても記載しております。	素案のとおりといたします。
78	課題の②は情報発信を課題としているのでしょうか。年々減少していく緑の保全が課題ではないのか？総合振興計画ではないので、もう少し緑の持つ機能と気象の緩和機能（洪水防止や気温の低下）による都市型災害の防止を図り、安全に暮らせるさいたま市が基本ではないか。花見や賑わいは、健康で安心して暮らせる緑豊かな環境があって初めて成り立つのではないかな。	37	1	本計画では、社会情勢の変化等を踏まえ、緑のある場所を保全するだけでなく、社会的課題の解決に緑を手段として積極的に活用していくグリーンインフラの取組を推進することとしています。このため、緑の多様な機能の発揮により解決すべき事項を課題として整理しております。	素案のとおりといたします。
79	さいたま市の緑は量も質も年々減少していることを明確にし、今ある緑と生態系の質を守りつつ新たな緑を創出しネットワーク化を図ることが基本です。緑に関しては様々な団体が多くの事業を行っていますが緑の利用ではなく、緑を増やす事業を行っている団体はありますか。	全編	1	本計画では、緑の将来像の実現に向けて、多様な機能を発揮する緑の保全や創出に関わる施策等を整理しております。また、まちづくりに関わる様々な主体が役割分担を行い、互いに連携しながら取組を推進していく考え方を整理しております。	素案のとおりといたします。
80	さいたま市内に公園を造る場合に、今までコンクリートに覆われていた場所のコンクリートを剥がして、自然を再生したような事例がありますか。ほとんどの公園は緑地を緑地公園（緑地面積に変更はない。あるいは駐車場や建物の建築で緑地純然たる緑地面積は減少）にしかたで、生物の多様性の向上はなされていない。むしろ今ある緑を消費あるいは緑の質（生物多様性）を低下している。今までコンクリートだった場所のコンクリートを剥ぎ花壇を作り花を植えることは、多少なりとも自然らしさを増すことになるが、多様な植物が自生している雑木林を明るくして下草を刈り、散歩しやすくする行為は自然環境を単純化し、生物の多様性を著しく損なう開発行為ということ市は理解しているだろうか。書かれていることは、緑の創出をして初めて受けられる生態系サービスの一部しか示していない。	その他	1	緑の多様な機能が発揮されるよう、本計画に位置付ける施策やリーディングプロジェクトを推進してまいります。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
81	「長期的な視点」と記載されているが、当面2030年までの将来像を実現するための計画と2030年を超えての記載については区別すべき。	46	1	本計画では、長期的な視点による緑の将来像を設定するとともに、将来像の実現に向けて、2030年までに取り組むべき施策やリーディングプロジェクト等を整理しております。	素案のとおりといたします。
82	「緑の豊かさを感じる、快適なまち さいたま」と記載しているが、これは100年先の姿ですか？2030年のさいたま市のあるべき姿を具体的に示し、野心的な緑の基本計画を作成すべき。	46	1	本計画では、長期的な視点による緑の将来像を設定するとともに、将来像の実現に向けて、2030年までに取り組むべき施策やリーディングプロジェクト等を整理しております。	素案のとおりといたします。
83	「グリーンインフラの取組によって発揮させるみどりの力」は単に緑の恩恵を示しているにすぎない。「緑の基本計画」は緑を利用する計画ではなく、今ある緑を保全するとともに、グリーンインフラとして新たに緑を増加して結び付け、緑の絶対量を増やそうとする計画。基本方針1の「緑を通じて」とか、基本方針2の「緑を享受し」とか、基本方針3の緑を「生かして」とか基本方針4の緑の「マネジメント体制構築」等を見る限り、本計画の緑を守り増やすことが方針として掲げられていません。緑の基本計画なのに主役の「緑」が出てこない計画はありません。	48	1	本計画では、社会情勢の変化等を踏まえ、緑のある場所を保全するだけでなく、社会的課題の解決に緑を手段として積極的に活用していくグリーンインフラの取組を推進することとしています。このため、緑の保全や創出によってもたらされる4つの緑の力に基づき、基本方針等を整理しております。	素案のとおりといたします。

84	<p>「種別に見る緑の状況」として8種類の緑が区分されています。</p> <p>この区分が適切かどうかの議論は別として、この区分ごとに緑の現状と将来予測、そしてこれらの区分ごとに、今後必要な緑を増やすための計画を作成すべきではないか。この区分によって、さいたま市のそれぞれの担当部署の方針や行動方針が明確となり、計画の達成率も向上するのではないかと。従来計画は計画達成のための役割分担や、その進捗管理が十分でなかったため、計画の達成が実現しなかったのではないかと。</p> <p>増加させる緑の総数を単純に掲げてもその緑の実態は明らかではなく、緑の区分ごとの面積と、減少分の面積、増加させる面積を含めて明らかにし、計画の立案をしないと、責任の所在が不明となり、結果として計画の達成は不可能で、従来の手法を繰り返すことは、行政の不作為。</p>	全編	1	<p>本計画では、社会情勢の変化等を踏まえ、緑のある場所を保全するだけでなく、社会的課題の解決に緑を手段として積極的に活用していくグリーンインフラの取組を推進することとしています。このため、グリーンインフラの取組によって発揮される4つの緑の力に基づき、基本方針等を整理しております。</p> <p>ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
85	<p>「緑が多い」と感じる市民の割合を示していますが、環境先進市さいたま市が緑を守り増やすための目標がこれなのでしょう。目標は市民が、2030年までに区域毎にどのような緑地が増えたと実感できるような具体的かつ数量的に判断できるような目標値を定める必要がある。曖昧な計画で、お茶を濁すような時代ではなく科学的でかつ、ネイチャーポジティブが求められている時代です。</p>	56	1	<p>本計画では、社会情勢の変化等を踏まえ、緑のある場所を保全するだけでなく、社会的課題の解決に緑を手段として積極的に活用していくグリーンインフラの取組を推進することとしています。このため、街中で実際に感じる緑の多さを指標とすることで、緑による視覚的・心理的な効果の発揮を目指す目標としています。</p>	素案のとおりといたします。
86	<p>緑を利用した施策展開ではなく、肝心の緑を何処にどのような手法で増やすかについては、ほとんど具体的な記載されていない。その原因はまず、さいたま市の緑の現状について調査・分析・評価がされていないことが原因です。また、その評価を元に課題の整理や目標の設定が適切に行われていない現状が今回の緑の計画（素案）に現れている。今年度は2030年までの国の戦略は定められたばかりで、各省庁の環境行動計画も現在作成中なので、国の法律や指針等幅広く情報収集を行い、今後の緑の基本方針の施策展開を決定する必要があります。</p> <p>この章では緑の恩恵を享受することに主眼が置かれ、緑の維持と拡充についてはほとんど触れていません。</p>	62	1	<p>本計画では、社会情勢の変化等を踏まえ、緑のある場所を保全するだけでなく、社会的課題の解決に緑を手段として積極的に活用していくグリーンインフラの取組を推進することとしています。このため、グリーンインフラの取組によって発揮される4つの緑の力に基づき、基本方針や緑の施策展開を整理しております。</p> <p>ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
87	<p>さいたま市においてはどのような種類の緑地が多いのか、その区分けと特徴、長期的推移などを元に、緑地を増加させる必要性と、実現可能な範囲と課題を記載すべき。その際緑地面積が多い順とし、エコロジカルネットワークや生物多様性に関係する評価も同時に行っておく。農地であれば、担当部署やその土地の所有者が明確になり、保全方針と計画性につながる。</p>	全編	1	<p>ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
88	<p>道路の緑化について記されているが、さいたま市内の道路幅は狭く、並木を植えられるような道路幅の道路は少ない。まずそのことを認識すべき。開雲に単一種で成長の早い樹木を植え、通行の安全性と枝おろし作業量の増加等マイナス作業も増加している。また、新たな道路建設は、農地や樹林地を道路に変え、従来あった緑地以上の面積の緑地を道路上に新たに設けることは、物理的に不可能。</p>	63	1	<p>本計画では、道路と沿道の敷地を一体的に活用し、緑によるウォークアブルな空間を整備していく考えを示しております。</p> <p>なお、街路樹の管理については、交通機能等に配慮しながら進めていくこととしています。</p>	素案のとおりといたします。
89	<p>公園建設も緑の新設として取り上げられているが、その建設はそもそも緑地であった場所を公園建設として駐車場の設置や建築物の設置を行い、緑の面積としては減少する。公園等の建設前と建設後の比較を科学的に明示し、緑の質と面積の変化について検証が必要ではないか。</p>	全編	1	<p>ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。
90	<p>色々な緑の数値を記載しているが、それぞれのダブリはないのか？新しく作ったといっても本当に緑は増えたのか？本当はマイナスになっているのではないかと。各種の報告書から取り込んでいると思われるが、緑地の統一性がなく、比較ができない。今回の素案は計画の目的や達成度及び工程管理やモニタリングどれ一つ取っても十分検討された計画とは思えない。</p>	全編	1	<p>本計画では、社会情勢の変化等を踏まえ、緑のある場所を保全するだけでなく、社会的課題の解決に緑を手段として積極的に活用していくグリーンインフラの取組を推進することとしています。今後は、新たな緑の将来像の実現に向けて、本計画に位置付ける施策やリーディングプロジェクトを推進してまいります。また、本計画の達成状況の評価やまちづくりに関する状況のモニタリングを行いながら、進行管理を実施してまいります。</p>	素案のとおりといたします。
91	<p>令和2年にさいたま市内部において「緑の基本計画改定の検討」がされていたと思うが、今回の計画素案を見る限り、その案から大きく逸脱をしているし、最新の世界の動きを反映しているとは考えられない</p> <p>基本は「さいたま市は緑があるこんなにも良いところ」ではなく、それぞれの場所や環境で、どのような施策で、緑をどれくらい増やすか。を記載することが計画。</p> <p>ここに記載されている内容は具体性に欠けている。2030年までに行う施策及び現在行っている緑を増やす施策、あるいは緑の質を向上させる施策に付いて具体的に記載すべき。</p> <p>緑の効能、緑を単に利用する項目については、緑の基本計画からやや離れているため削除し本筋を明らかにすべき。</p>	全編	1	<p>本計画では、社会情勢の変化等を踏まえ、緑のある場所を保全するだけでなく、社会的課題の解決に緑を手段として積極的に活用していくグリーンインフラの取組を推進することとしています。このため、緑の保全や創出によってもたらされる4つの緑の力に基づき、基本方針等を整理しております。</p>	素案のとおりといたします。
92	<p>まとまった緑の保全、ネットワークを形成する水辺や小規模な緑の保全、またなかで緑化等を行いさいたま市の生物多様性を確保すると記載されている。</p> <p>緑の現況調査等と生物多様性の調査結果を公表し、その現況に基づく緑の基本計画を策定するのが手順ではないのか。</p> <p>市内の緑と生物の多様性の現況が不明で生き物の生息拠点すら把握していない現状では、さいたま市の生物多様性は保全できない。</p>	72、78	2	<p>本計画では、緑に関するデータの把握・活用・情報発信や、データのデジタル化について施策に位置付けております。</p> <p>ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。

93	河川等の水辺環境の保全についても、国や埼玉県の所管となっている区域も多く、それらの区域についてのどのような手法で、生物の多様性を調査保全するのか。さいたま市は市独自のレッドデータブックを作成していないので、そこに生息している生物の絶滅度が不明でかつ、生物多様性を保つため何の対策も行っていないのではないのか。ぜひ今回の計画で全区域の生物について調査していただきたい。	72	2	ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
94	緑化木についての記載があるが、現況を考えれば街路樹や公園での使用は、仕方がないと思えるが、自生している樹木以外の樹木を掲載するのは不適切ですので、再度調査し、樹種の選定をしてください。例として園芸種やさいたま市内では本来自生していない暖地の樹木が記載されています。ちなみにさいたま市役所周辺に植えられているヤマモモは本来暖地の海岸に自生している植物です。こんな誤ったことをを計画に入れないでください。	72	1	ご意見の内容を踏まえ、さいたま市の主な郷土・在来種については、今後、関係各者にヒアリング等を行い、精度を向上させてまいります。	ご指摘を踏まえ、さいたま市の主な郷土・在来種については、掲載見送りとします。
95	タイトルに「緑を生かして」この意味がわかりません。「緑を増やして」ではないのか。	73	1	本計画では、社会情勢の変化等を踏まえ、緑のある場所を保全するだけでなく、社会的課題の解決に緑を手段として積極的に活用していくグリーンインフラの取組を推進することとしています。このことから、緑の多様な機能の発揮により安全・安心な都市を形成していくことを表現するため、「緑を生かして」という表現としております。	素案のとおりといたします。
96	「推進するための仕組みに関する取組」意味わかりません。具体的施策を例示すべきです。花壇や一般的な花いっぱい運動は、生物の多様性と相反することもありますので、限定的な運動として記載すべきです。	76	1	基本方針4では、持続的な緑のまちづくりを推進するにあたり、多様な主体による連携の促進や、データを活用した効果的な施策展開、緑のまちづくりの担い手の育成等を施策として位置付けております。	素案のとおりといたします。
97	データ駆動型の施策立案は、データに基づく施策立案は基本ですので大賛成です。今回の緑の基本計画ではそれがなされていません。データの基づいた緑の基本計画は、緑の分布状況、生物の分布状況、河川、道路、公共用地、農地、都市計画、大規模施設等のデータを統合した、緑の評価地図が必要で、それを5年毎に取りまとめ、公表すべきです。同様にさいたま市の絶滅危惧種の分布も明らかにし、生物の多様性について評価、保全施策を立案することが重要です。これらを統合したものが緑の基本計画になるのではないのか。	78	1	緑の多様な機能を評価・分析し、可視化していくことは、今後、緑のまちづくりを推進していく上で重要と考えており、本計画では、リーディングプロジェクト1の方向性として「緑を評価する仕組みづくり」を位置付けております。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
98	新たな緑地像について、大宮台地上の浦和、与野、北浦和、さいたま新都心、大宮の各地域での写真のような緑地の割合はどれくらいあるのですか。10%もないでしょう。もっとデータに見合った現状をきちんと提示すべきです。パラ色の景色が短期間に実現できるかのような計画は、行政として提示すべきではない考えます。	81	1	新たな緑地像は、緑地が持つ多様な機能を持続的に発揮させるため、今ある緑地の新たな魅力と価値の創出により、目指すべき将来の姿を掲載したものです。	素案のとおりといたします。
99	単に緑としての評価しかしていない。同じ緑でもその機能は緑の性質によって違う。同じ緑でも自然林と芝生ではそこに生息している生物の種類や数、降雨水の保持量、気候緩和機能等が大きく異なります。それら緑地を機能毎に評価して分布図を作成、さいたま市の都市機能と重ね合わせることで、不足する緑と機能について緑の基本計画で拡充を行う。これをベースに各主体が全体計画に沿って計画を実施することが重要ではないのか。	83～97	1	緑は多様な機能を有していることから、同じ緑でもその性質や配置等によって発揮すべき機能は様々であるものと認識しております。このため、リーディングプロジェクトは、4つの緑の力の視点から、緑の将来像を実現する上で先導的な役割を担う取組を設定しています。	素案のとおりといたします。
100	どのような緑をどのくらい増やすことでその地域における社会的課題を解決できるのかということ、どのような施策を組み合わせることで問題を解決するのかを具体的に示す必要があると同時に工程も明示する。相変わらず「緑を生かして」と言葉が出てくるが、今ある緑の機能によって行政や市民が享受できるメリットはたくさんあるが、行政や市民が行うべき行為は、緑を生かす行為ではなく、緑を減少させないように維持し、新たな緑を増やし、緑の質を向上させることそれが緑の基本計画ではないのか。	99～130	1	本計画では、社会情勢の変化等を踏まえ、緑のある場所を保全するだけでなく、社会的課題の解決に緑を手段として積極的に活用していくグリーンインフラの取組を推進することとしています。ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
101	緑の基本計画の担当は縦割りの行政の中で、1担当係が作成しているのかもしれませんが、国際条約により地区別の生物多様性戦略の一翼を担う計画です。さいたま市にはすでにさいたま水と生き物プランが作成されていますが、緑の基本計画はこの計画と合わせて総合振興計画の基盤となる計画（現在は認識されていませんが）です。市内の緑は生物の多様性ととも市民の生存基盤です。その生存基盤を守り育てていくことは生物多様性基本法に定められている地方自治体の責任でもありますので、この章において計画の立案、推進、進行管理の責任はすべてさいたま市にあります。もちろん行政や民間企業、市民にもそれぞれ生物多様性基本法で、義務が定められていますが、さいたま市の行政を担当する部署としてその責任を明示することが重要です。	132	2	本計画では、緑のまちづくりを着実に進めていくため、まちづくりに関わる様々な主体が役割分担を行い、互いに連携しながら取組を推進していくこととしています。ご意見の内容を踏まえ、本計画の進行管理に取り組みでまいります。	素案のとおりといたします。
102	ここでは相変わらず緑がもたらす様々な恩恵を指標とするべく記載がされていますが、これらは緑の増加の何の指標にもなりえませんし、科学的な根拠にもなりません。どのような緑をどの程度さいたま市は保持する必要があるのか、その計画の達成率は地域、緑の種類、生物多様性等それぞれの種類ごとの計画との達成率によるのではないのか。農地、道路、公園、学校、商業地、公有地等様々の所管部署それぞれにおいて、計画、実行すべきです。いたづらに責任の所在を曖昧にした計画では、進行も計画の達成もできません。環境先進都市としてまた政令指定都市として、簡単明瞭な緑の基本計画の策定を期待します。基本計画なので、蛇足は除外し実効性のある本計画に変更する必要があります。	133～134	2	本計画では、社会情勢の変化等を踏まえ、緑のある場所を保全するだけでなく、社会的課題の解決に緑を手段として積極的に活用していくグリーンインフラの取組を推進することとしています。今後は、新たな緑の将来像の実現に向けて、本計画に位置付ける施策やリーディングプロジェクトを推進してまいります。また、本計画の達成状況の評価やまちづくりに関する状況のモニタリングを行いながら、進行管理を実施してまいります。	素案のとおりといたします。

103	本素案の基本方針（P.52～54）の記述は素晴らしく感動するとともにこのまちに住むことに誇りと幸せを感じます。どうか計画を着実に実施していただきたい。市民として果たすべきことは惜しみなく協力しなければならないと思います。	52～54	1	緑の将来像の実現に向け、まちづくりに関わる様々な主体が役割分担を行いながら、基本方針に基づく施策やリーディングプロジェクトを推進してまいります。	素案のとおりといたします。
104	市当局として本計画の実施に当たって適時にPDCA方式を採用するものと思うが本プラン（P）は素晴らしいのでその通りとして、PDCAを果敢に取り組んでほしいと思います。	全編	1	新たな緑の将来像の実現に向けて、本計画に位置付ける施策やリーディングプロジェクトを推進してまいります。また、本計画の達成状況の評価やまちづくりに関する状況のモニタリングを行いながら、進捗管理を実施してまいります。	素案のとおりといたします。
105	気象緩和、温暖化効果ガス、緑の更新、撤去という表現が使用されているのは文章として綺麗であるが、回りくどい感があるので単刀直入な表現が分かりやすいように思います。	全編	1	単語表現については、分かりやすさを考慮しつつ、実態に近い表現を採用しております。	素案のとおりといたします。
106	ゼロカーボンシティはカーボンニュートラルのまち（市）の意味であるが、二酸化炭素（CO2）とその吸収源の森林等のバランスがゼロ（0）となる効果をいうものであり、CO2を樹木等が光合成の際に吸収する作用で緑の存在は極めて重要である。 したがって、本計画素案に示された緑の創出（植樹等を意味すると理解する）など緑を増やし減らさない施策の数々は気象という生物の存続基盤に関わる重要なものであり着実に実行していかなければならないのである。 市当局及び関係団体等の活躍をお願いするとともに市民として本計画素案の目的を理解して協力していきたいと思ます。	全編	1	緑の将来像の実現に向けて、まちづくりに関わる様々な主体が役割分担を行いながら、基本方針に基づく施策やリーディングプロジェクトを推進してまいります。	素案のとおりといたします。
107	市街地に残る雑木林や斜面林の維持管理について所有者まかせだけでなく、防災面からも行政がサポートする制度を充実させてほしい。	65、74	1	雑木林や斜面林は、生物多様性の保全や温室効果ガスの吸収等のほか、雨水浸透機能により、大雨被害を軽減するなど、防災面にも寄与するものと認識しております。 ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
108	園芸種の草木だけでなく、ヤマユリ等野草木を移植して楽しめるスペースを都心部の公園等に設けてほしい。	その他	1	ご意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。

■ 集計結果

意見提出者数	18名
意見項目数	108件
修正項目数	7件